

船舶事故調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和7年3月30日 15時00分頃
発生場所	広島県呉市倉橋島波多見港北方沖 音戸灯台から真方位133° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 11.2′ 東経132° 33.1′）
事故の概要	漁船光栄丸は、西北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和7年5月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 光栄丸、1.3トン HS3-37698（漁船登録番号）、個人所有 第270-40666号（船舶検査済証の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラに欠損、右舷中央部船底外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、下げ潮の末期、潮高 約52cm（音戸ノ瀬戸）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、呉市音戸町の大浦崎南西方にある養殖場で給餌を行った後、帰航する目的で、同崎東方沖を経由して同町に所在する定係地に向かった。</p> <p>船長は、船尾部にある操縦スタンドの前に立ち、前方を見ながら、手動操舵により約6～7ノット（kn）の対地速力で本船を北北西進させていた。</p> <p>船長は、左舷船首方にある音戸町の双見ノ鼻を目指しながら、本船が波多見港東方沖を航行中、転針予定地点に差し掛かり、少し左舵を取っていた際、前日に本船の給油を行ったことをふと思い出した。このため、漁業協同組合担当者に給油代金の支払いを依頼しようと思った。</p> <p>船長は、漁業協同組合担当者に連絡を入れようと、舵輪から両手を放し、数分間、携帯電話の発信操作を繰り返していたところ、本船は、緩やかに左転して波多見港北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。（図1参照）</p>

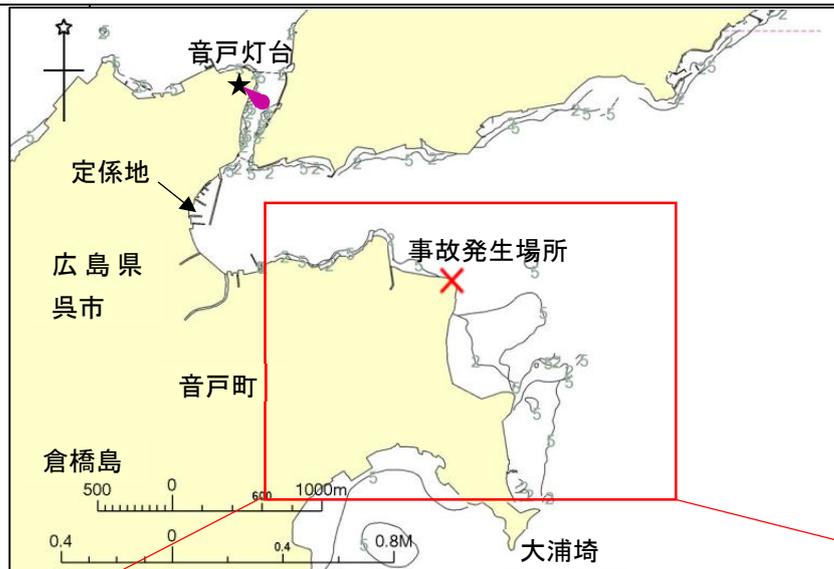


図1 事故発生経過概略図

巡視艇が本事故発生場所付近を航行中に本事故の発生に気付いた。
船長は、本船を自力で離礁できないと判断して、修理業者に携帯電話で連絡し、救援を求めた。

船長から連絡を受けた修理業者は、漁業協同組合に所属する漁船（以下「僚船」という。）の船長にも本船の救援を依頼した。

船長は、修理業者が車で本船に到着した後、来援した僚船の船長と共に、錨とロープで本船の船固めをした。

船長は、僚船に移乗して定係地に帰航した。

船長は、救命胴衣を着用していた。

船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報しなかった。

本船は、潮位の上昇により本船が離礁した後、僚船で定係地までえい航された。

	<p>本船の喫水は、船首約0.35m、船尾約0.80mであった。</p>
分析	<p>本船は、波多見港東方沖を手動操舵で北北西進中、船長が、左舵を取ったまま、舵輪から手を放して携帯電話を操作し、周囲の見張りを適切に行わなかったことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、携帯電話の操作をしたのは、給油代金の支払いについて気になったことから、支払いを漁業協同組合担当者に依頼しようとしたことによるものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波多見港東方沖を手動操舵で北北西進中、船長が、左舵を取ったまま、舵輪から手を放して携帯電話を操作し、周囲の見張りを適切に行わなかったため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、手動操舵中、携帯電話などの操作を行わず、操船に意識を集中すること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、速やかに海上保安庁に通報すること。